

# 国民健康保険税 納税通知書の見方

1枚目【宛名】・・・「どなたの」「何年度分の」保険税か確認できます。

年度

国民健康保険税 納税通知書

様式第2号


記載された年度の保険税についての通知です。

【宛名の記載例について】

例1.世帯主が国民健康保険に加入している場合  
 小山 一郎 様 ←世帯主の方の名前

例2.世帯主が国民健康保険以外の保険に加入している場合  
 小山 一郎 様 ←国保に加入していない世帯主の方の名前  
 (小山 二郎 様分) ←実際に国民健康保険に加入している人の名前  
 ※国民健康保険の加入者が複数いる場合は(小山 三郎 様など分)と記載されます。

次のとおり国民健康保険税を(変更)決定しましたので通知いたします。



記号番号	宛名コード

普通徴収額		円
特別徴収額		円
合計額		円

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

三井住友銀行 中央労働金庫 小山農業協同組合 みずほ銀行 栃木信用金庫  
 結城信用金庫 ゆうちょ銀行  
 Pay-crazy(ペイジー)については納付書裏面をご覧ください。

コンビニエンスストア エブリワン MMK設置店 暮らしハウス ココストア コミュニティ・ストア  
 サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セーブオン  
 セイコーマート セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート  
 ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン

小山市役所・各出張所

栃木県小山市

裏面もご覧ください。

1

国民健康保険税が年金から差引きされる場合に記載しています。  
 「特別徴収義務者」→年金の支払元を記載しています。  
 「特別徴収対象年金」→差引きされる対象年金を記載しています。

「普通徴収額」→納付書で納める税額または口座振替される税額を記載しています。  
 「特別徴収額」→年金から差引きされる税額を記載しています。  
 「合計額」→年税額を記載しています。

2枚目【国民健康保険税額（変更）決定内訳書】・・・保険税の算定内容が確認できます。

**国民健康保険税額（変更）決定内訳書**

※賦課期日 4月1日（年度の途中で加入した場合はその世帯の資格取得日）をもとに計算しています。

		宛 名 コ ー ド				
	医療分(変更前)	支援金分(変更前)	介護分(変更前)	医療分(変更後)	支援金分(変更後)	介護分(変更後)
軽減判定総所得金額		同 左			同 左	
課税所得金額		同 左			同 左	
固定資産税額		同 左			同 左	
A 所得割額						
B 資産割額						
C 均等割額						
D 平等割額						
①基礎税額=A+B+C+D						
軽減額	軽減割合(注1)					
	E 均等割額					
	F 平等割額					
G 限度超過額						
②年税額=①-E-F-G						
H 減免額						
I 月割増減額等						
決定額=②-H+I						
(参考)特例対象者減額		( )	( )	( )	( )	( )
変更理由						

(注1)軽減割合・・・該当する場合、均等割・平等割について上記割合の軽減が適用されます。世帯内に所得不明の方がいる場合、保留と表示されます。 ※変更理由は前頁裏面をご参照ください。

栃 木 県 小 山 市

裏面もご覧下さい。

2

※2枚目【国民健康保険税額（変更）決定内訳書】の詳細は「イ」・「ロ」・「ハ」に分割し次のページ以降に記載しています。

## 2枚目(1/3)【国民健康保険税額（変更）決定内訳書】

イ

国民健康保険税額(変更)決定内訳書							
※賦課期日 4月1日(年度の途中で加入した場合はその世帯の資格取得日)をもとに計算しています。							
	医療分(変更前)		支援金分(変更前)		介護分(変更前)		宛 名 コ ー ド
	医療分(変更後)		支援金分(変更後)		介護分(変更後)		
軽減判定総所得金額			同	左			同 左
課税所得金額			同	左			同 左
固定資産税額			同	左			同 左
A 所得割額							
B 資産割額							
C 均等割額							
D 平等割額							
①基礎税額=A+B+C+D							

医療分→医療給付の費用として充てられます。

支援金分→後期高齢者医療保険を支援するためのものです。

介護分→40歳～64歳までの方が該当になります。

(変更前)の欄は、賦課期日〔4月1日〕に国民健康保険に加入されている方(世帯主を含む)の所得等を記載しています。

当該年度初めて届く通知は、「変更前」を0と記載しています。

「軽減判定総所得金額」→世帯主(国民健康保険以外の保険に加入している方も含む)と国民健康保険加入者の全ての所得金額の合計額。

「課税所得金額」→各被保険者の〔総所得金額等－33万円〕の合計額。この金額をもとに所得割額を計算します。

「固定資産税額」→該当年度の固定資産税額の合計額(都市計画税は除く)。この金額をもとに資産割額を計算します。

「A 所得割額」→加入者の前年の所得金額に応じて計算します。

「B 資産税額」→加入者の該当年度の固定資産税額に応じて計算します。

「C 均等割額」→加入者の人数に応じて計算します。

「D 平等割額」→1世帯あたりに決められた額が課税されます。

## 2枚目(2/3)【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】



軽減額	軽減割合(注1)																					
	E 均等割額																					
	F 平等割額																					
G 限度超過額																						
①年度税額=①-E-F-G																						
H 減免額																						
I 月割増減額等																						
決定額=②-H+I																						

賦課期日(4月1日)時点の世帯構成およびその世帯の総所得に応じて、均等割・平等割に対して軽減を行っています。  
 「軽減割合」→軽減が適用されている方には[7割・5割・2割]いずれかの軽減割合を記載しています。世帯内に所得不明の方がいる場合、[保留]と記載しています。  
 ※所得不明の方がいる場合、軽減の判定が正しくできませんので、収入のない方でも所得の申告をお願いいたします。  
 「E 均等割額」→軽減となる均等割額が記載されています。  
 「F 平等割額」→軽減となる平等割額が記載されています。

「I 月割増減額等」の欄は、①または②、もしくは①と②の両方の内容が記載されています。  
 ①月割で計算した減額金額  
 ②賦課期日[4月1日]にいない被保険者の月割計算した増額金額

## 2枚目(3/3)【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】

八

(参考)特例対象者減額 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
変更理由	

(注1)軽減割合・該当する場合、均等割・平等割について上記割合の軽減が適用されます。世帯内に所得不明の方がいる場合、保留と表示されます。 ※変更理由は前頁裏面をご参照ください。

栃木県小山市 裏面もご覧下さい。 2

「変更理由」の欄は、今回変更になった理由が記載されています。

「(参考)特例対象者減額」→非自発的失業(倒産・解雇・雇い止めなどでの離職)で軽減された金額を記載しています。  
※軽減を受けるには申請が必要です。

3枚目【被保険者別課税対象月一覧】・・・「どなたが」「いつ」加入していたかが確認できます。

被保険者別課税対象月一覧																				宛名コード						
※年度の途中で加入や脱退をした場合は、月割りで計算します。																										
被保険者氏名	医療給付費分・後期高齢者支援金分												介護納付金分													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

国民健康保険税が算定される月は、「\*」を記載しています。  
 40歳から64歳までの方は、介護分が算定されます。介護分が算定される月は「\*」を記載しています。

非自発的失業（倒産・解雇・雇い止めなどでの離職）で軽減対象となる月は「R」を記載しています。

4枚目【国民健康保険税期別納付額】・・・保険税の納付方法・時期（期限）が確認できます。

国民健康保険税期別納付額									
医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		決定額		宛名コード	
								記号番号	
期別(月別)		納期限		変更前		変更後		納付済額	
								差引納付額	
納付書等で納める額	普通徴収								
年金から差引かれる額	特別徴収	4月							
		6月							
		8月							
		10月							
		12月							
	2月								

※翌年度4・6・8月に年金から差し引く額(仮徴収)は、今年度2月の差し引く額と同じ額になります。

栃木県小山市 裏面もご覧下さい。

「決定額」→当該年度に納付いただく年税額です。「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」を合計した金額を記載しています。

「納付済額」→すでに納めていただいた金額を記載しています。事務処理の都合上、直近に納付いただいた保険税が通知書に反映されていない場合がありますので、ご了承下さい。

「特別徴収の差引納付額」→年金支給月ごとに差引きされる税額を記載しています。  
 ※翌年度の4月・6月・8月（仮徴収期）に年金から差引く金額は今年度2月に年金から差引く金額と同じ額となります。

「普通徴収の差引納付額」→納期ごとに納付書で納める税額または口座振替される税額を記載しています。  
 ※口座振替の方は納期限の日に保険税が引き落としとなります。

5枚目【国民健康保険税額個人明細書】…参考として個人ごとの課税の内訳が確認できます。

国民健康保険税額個人明細書						
被保険者氏名	課税所得金額 固定資産税額	区分	所得割額 ①	資産割額 ②	均等割額 ③	算出額 ①+②+③

「算出額」→個人ごとの年税額を参考に記載しています。  
 ※世帯で課税となる「平等割」が含まれておりません。  
 そのため全員の算出額を合計しても年税額とは一致いたしませんのでご了承願います。  
 ◎参考に個人ごとの算出額を記載していますが、国民健康保険税は世帯ごとに計算されますので、加入者が複数人いる場合、個人ごとに納付することはできません。

※個人明細書は、所得等の課税根拠をもとに按分し、あくまで参考に算出したものです。  
 また、平等割額を計上していないことや、個人明細の算出にあたり端数処理をしていることなどから、算出額を合計しても世帯の年税額とは一致しません。なお、国民健康保険税は世帯に対する課税ですので、被保険者が複数人いる場合、被保険者ごとに納付することはできません。

栃 木 県 小 山 市 裏面もご覧下さい。

「被保険者氏名」→世帯主・または擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）・被保険者・旧国保対象者（後期高齢者医療保険に加入され、国民健康保険税の軽減判定の対象になる方）の方が記載されます。  
 世帯主が国民健康保険以外の保険に加入している（擬制世帯主）場合は、下記のように表示されます。

（擬制世帯主）  
 小山 一郎